

Title	唐宋牙人考補正
Sub Title	
Author	小林, 高四郎(Kobayashi, Takashiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.3 (1929. 11) ,p.165(487)- 167(489)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0165">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0165</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 唐宋牙人考補正

本誌第八卷第一號に私は「唐宋牙人考」と題して粗笨蕪陋なる一文を發表し、江湖の示教を仰いだのであるが、其の後補正すべき若干を發見したので、再び貴重なる本誌の餘白を汚すことにした。

一、「牙子は南宋以後の俗稱であらう。」（八二頁參照）との私の推定は誤つて居つた。舊唐書卷一百三十五盧杞傳に趙賛の請文を載せて、

天下公私給與貿易率一貫舊算二十益加算爲五十給與物或兩換者約錢爲率算之。市主人牙子各給印紙人有買賣隨自署記。翌日合算之有自貿易不用市牙子者驗其私簿投狀自有私簿投狀其有隱錢者沒入二千杖六十告者賞錢十千出於其家法旣行主人市牙得專其柄率多隱盜公家所入。百不得半怨讐之聲囂然滿於天下。

と云ひ、牙子市牙子の名稱が既に見えてゐる。

二、前論文に於ける私の目的の一は、牙は互よりの轉化に過ぎないといふ點の考證であつた。然し私は明確なる證左なきを遺憾として、單に論理的に妥當なるの故を以て、姑く宋人の解釋に従ふの止むなき旨を敍べたのであるが、今夏研究の傍、偶々冊府元龜卷四百九十四邦計部、山澤第二に、

武宗以開成五年正月四日卽位十月詔復茶稅鹽鐵司奏曰伏以江南百姓營生多以種茶爲業官司量事設法惟稅賣茶商人但於店鋪交關自得公私通濟今則事須私賣苟務隱欺皆是主人互郎中裏誘引又被販茶姦黨分外勾牽所繇因此爲姦利皆追收攬擾云々

の記事あり、文中主人互郎の語を發見して、竊に

欣快を覺えた。然し退いて考ふるに、今日刊行流布せる冊府元龜は明の萬曆年代の刊本を清朝に至りて、萬曆の年號を削除して鉛槧に付したもので、管見の及ぶ限りこの一種に過ぎないのであつた。されば異本を校勘するに由し無く、右の記録が果して、唐武宗時代の鹽鐵司の奏上を、何等の改竄無く傳へしや否やの研究は全く不可能事に屬する。加之、現行の冊府元龜には相當文字の誤脱があるを以て遽に信憑し難い。従つて之を以て牙人は嘗て互郎と呼ばれたるとの鐵券となすには、猶姑く躊躇せざるを得ない。然共、互轉化説にとり、有力ではないまでも一顧に値する一證左と稱し得るであらう。

### 三、吳自牧の夢梁錄卷九省所の條に、

茶鹽所、會子所、公田所、封椿安邊所。並在三省大門内。職以都司官兼提領。舊有安邊所。創于嘉定初。專充拘推簿錄家產。更有市權所、牙契所。後因吏胥蠹弊。走卒繁擾。遂廢其名。撥入封椿所。以併掌之。今有創市舶所。官府察見吏姦。亦行省罷矣。

と見え、南宋に一時的ではあつたが牙契所なる官廳があり、吏胥の蠹弊と走卒の繁擾とに因り遂にその名を廢して、封椿所をして併せ掌らしめた。これは牙契錢に關する事務を取扱つたものであらう。

四、牙稅に關する記事に就いて少しく蛇足を加へ度い。五代後唐天成四年趙燕の奏文中に「其の市牙人は、貫毎に錢一百文を收む」とある文の解釋を、私は市牙人が自ら收むるのであつて、政府に納付する意でない事を述べたのであるが（前論文八五頁）、此の點を更に明瞭にするため、原文を掲載すべきであると感じたので左に之を採錄する。

四年七月。兵部員外郎趙燕奏。切見京城人買賣莊宅宮中印契。每貫抽稅契錢二十文。其市牙人。每貫收錢一百文。甚苦貧民。請行條理。從之。（冊府元龜卷五百四邦計部、關市）

尙ほ牙契錢に關する記録は私が検索したる以外に、後に至り、宋、俞文豹撰、吹劍錄外集（知不足齋叢書第二十四集）の中に見出した。これに因つても亦田宅買賣の場合納付すべき稅であり、嘉

祐の末年に於ては千文毎に四十を輸したのであつた。

牙契錢人間買田宅。則投印契書。嘉祐末。每千輸四十。云々

と見えてゐる。

五、牙人の種類として、船牙行なるものが存在した事を知り得た。宋の張邦基の墨莊漫錄卷四に、

崔公度伯易赴宣州守江行夜見一舟相隨而行寂然無聲晚船得港而泊所見之舟亦正近岸公疑之遣人視之乃空舟也舟中有血痕於舟尾得皂條一條繫文字一紙取觀之乃顧舟契也因得其人姓名及牙保之屬至郡檄巡尉緝捕盡獲其人蓋船主殺顧舟之商取其物而棄其舟遂伏於法豈鬼物銜冤而訴乎。

と見え、又宋の陳元龍の事林廣記卷二買舟の條にも、旅途遇有便水誰客買舟但須訪問水路何如若無灘險可就店主牙家處撲雇纔有成就卽令寫雇契交領上期錢會然亦未要多支蓋恐橋津阻滯或未發舟則依舊出陸无

不可者。如舟梗擰發勿令稍子夾私貨及額外塔載人數。

とあつて、牙行が客商旅人の爲めに船主を紹介する際、顧舟契又は雇契を發して、その責任の所在を明にしたことが見えてゐる。

私の補正すべき點は以上の五點である。而して前論文に於て經紀(人)に關する考察をもなすべきであつたが、該論文の企圖は、之に論及せずとも遂げらるべき性質のものであつた爲め、省略した次第である。

### 小林高四郎